20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）

なお、その施工経験が地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局の発注した工事（北海道開発局及び沖縄総合事務局発注工事においては、港湾空港関係に限る）である場合は、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

１）特定ＪＶの代表者又は経常建設共同企業体若しくは単体有資格業者にあっては、海域において作業船により地盤改良工のサンドコンパクションパイル工法を施工した工事。

２）特定ＪＶの代表者以外の構成員については、主任技術者の工事の施工経験は求めない。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証又は監理技術者資格者証裏面に監理技術者講習修了履歴を有する者であること。

⑻　申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、四国地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　上記１に示した工事に関係する当該事務所における発注者支援業務の受注者（予定者を含む。また、設計共同体の各構成員及び業務に従事する技術員の派遣元並びに出向元を含む。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑾　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）

⑿　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒀　本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置は認めない。

３　一次審査に関する事項

競争参加資格があると認められた者について、下記４⑴によって得られる審査評価点の上位５者までを選抜（５者目の評価点が、同点となる者が複数存在する場合は、その全ての者を含む。）するものである。

４　総合評価落札方式に関する事項

⑴　一次審査に関する事項　以下の各評価項目における審査評価点の合計の上位５者までを選抜する。

ただし、５番目の審査評価点が同点の者が複数いる場合は、その全ての者を選抜する。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、四国地方整備局において審査の上、上記２⑹の同種工事として妥当と判断された場合、選抜者に加える。

評価項目（詳細は入札説明書のとおり）

①　配置予定技術者の評価

②　企業評価

⑵　二次審査に関する事項（選抜された者）

一次審査で選抜された者から技術提案の提出を受け実施する。

評価項目（詳細は入札説明書のとおり）

①　技術提案の評価

１）特定評価項目１「工事全般における施工管理」

２）特定評価項目２「工事全般における安全管理」

②　賃上げに関する評価

・従業員への賃金引上げ計画の表明書の有無

・減点対象の企業

③　施工体制評価

１）品質確保の実効性

２）施工体制確保の確実性

⑶　落札者決定方法　入札参加者は、価格及び申請書をもって入札し、次の①から③の要件に該当する者のうち、⑷によって得られる標準点、加算点、施工体制評価点の合計を入札価格で除した数値（以下、「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

また、評価値が最も高い者が２人以上あるときは、当該者のくじ引きにより落札者を決定する。

①　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

②　申請書の内容が適正であること。

③　評価値が標準点を予定価格で除した数値（以下、「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

⑷　評価値の算出　評価値は次の式により算出する。各項目の評価基準及び得点等の詳細については、入札説明書による。

評価値＝（標準点＋加算点＋施工体制評価点）÷入札価格

①　標準点　⑶①から②の要件を満たす者に対し100点の標準点を付与する。

②　加算点　加算点＝(a)×（施工体制評価点÷30）＋(b)

(a)は⑵①の評価項目を評価基準に従い配点する。（最大60点）

(b)は⑵②の評価項目を評価基準に従い配点する。（最大４点）

③　施工体制評価点　⑵③の評価項目を評価基準に従い配点する。（最大30点）

⑸　評価の担保

①　受注者が二次審査結果通知時に「履行義務有り」として通知された技術提案について、受注者の責により提案内容が履行できなかった場合、請負工事成績評定の減点を行う。（入札説明書参照）

なお、技術提案が履行できなかった場合は、請負工事成績評定の減点に加え、違約金の徴収を行う。（入札説明書参照）

②　受注者の責によらない場合とは、発注者の事情による設計条件の変更又はその他特別な事情がある場合等のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。

５　入札手続等

⑴　担当部局　〒760―8554 香川県高松市サンポート３番33号高松サンポート合同庁舎９階

四国地方整備局総務部経理調達課契約管理係　山﨑　紫乃　電話087―811―8304

⑵　入札説明書の配付期間及び方法

①　配付期間：令和７年３月18日から令和７年６月20日（最終日は16時00分まで）

②　配付方法：入札説明書等は、入札情報サービスにより配付する。また、書面による配付又は郵送等（着払い）による配付を希望する場合は、⑴の担当部局へ事前に申し込みすること。申し込みの期間は、①に示す配付期間のうち、土曜日、日曜日及び祝日を除く９時00分から16時00分までとする。

［入札情報サービスアドレス］

https://www.pas.ysk.nilim.go.jp/

⑶　一次審査に関する申請書の提出期間、場所及び方法

①　提出期間：令和７年３月18日から令和７年４月３日９時00分から18時00分まで。（最終日は16時00分まで。）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

②　提出場所：⑴に同じ。

③　提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により行うこと。

⑷　二次審査に関する資料（技術提案書）（選抜された者）の提出期間、提出先及び方法

①　提出期間：令和７年４月17日から令和７年５月13日９時00分から18時00分まで。（最終日は16時00分まで。）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

②　提出先：⑴に同じ。

③　提出方法：⑶に同じ。

⑸　入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、令和７年６月20日13時30分までに、電子入札システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は四国地方整備局総務部経理調達課に持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により行うこと。

開札は、令和７年６月25日13時30分　四国地方整備局入札室にて行う。